

尖閣諸島と日本の領有権 (緒論) (その3・完)



尾崎 重義
(筑波大学名誉教授)

目次

- I はじめに－先占の法理－
- II 先占の権原に基づく日本の尖閣諸島領有(1895年およびそれ以後の実行)
(以上創刊号、ただしIIの一部は第2巻1号)
- III 中国および台湾の歴史的権利に依拠した尖閣諸島領有の主張(1971年以降)
 - 一. 明代において尖閣諸島は中国の領土であったのか(以上第2巻1号)
 - 二. それでは、清代に尖閣諸島は中国の領土となったのか(IIIの一部以下本号)
 - 1. 汪楫の「郊」・「中外の界」の記事
 - 2. 徐葆光の「琉球西南方界上鎮山」の記事
 - 3. 周煌の「黒水溝は閩海との界である(黒水溝與閩海界)」の記事
 - 4. 李鼎元と19世紀の冊封使たち
 - 5. 黄叔璥『台海使槎録』の「山後大洋北有山名釣魚台可泊大船十餘」の記事
 - 6. その後の展開－『皇朝中外一統輿図』(1863年)、趙新の冊封使録(1866年)、『游歴日本図経』(1889年)

III 中国および台湾の歴史的権利に依拠した尖閣諸島領有の主張(1971年以降)

一. 明代において尖閣諸島は中国の領土であったのか

(補論) 陳侃は尖閣諸島を国際法的に「発見」したのか(承前)

たしかに18世紀および19世紀になると、それまでのように、単なる発見だけでは領域取得のために十分ではないのであって、発見ののち相当な期間のうちにその土地に対して実効的な占有行為がなされなければ、

領有権は完成しないと説かれるようになった(オープンハイム)。本件の場合、中国側の申し立てる実効的占有の行為は次の4点である。

- ①第1に、冊封使録に記されている中国政府の使節を乗せた公船が、尖閣諸島を、航海の目じるし(水路標識)として、すなわち、現代のブイ(浮標)や灯台に相当する航海を支援する用具として使用したという事実、
- ②『籌海図編』に記されている尖閣諸島が明代の海上防衛区域に入っており、その海域には明朝の海軍力の支配が及んでいたこと、
- ③昔から、中国漁民が尖閣諸島周辺の海域まで漁業のために出かけてきており、悪天候の際にはこれらの島を避難所に利用してきたこと、
- ④光緒19(1893)年に清朝の慈禧皇太后(西太后)が尖閣諸島の中の3島を薬草収集の目的のために臣下(盛宣懷)に付与することを告示する皇太后詔書の存在¹、である。

しかし、これら全ては中国政府による主権的行為としてみるのが困難である。①の行為には、国家による排他的「支配」の要素はなんら含まれていないし、そもそも、琉球王国による同種の行為が圧倒的な量であったことはすでに確認したところである。②は、行為の性質上、最も主権的な行為とみなしうるものであるが、すでに検討したように、歴史的事実の問題として、台湾より遠方の尖閣諸島及びその周辺の海域が明の海軍力の支配下にあったことは決して確認されないのである。③は私人の行為であり、そこに、国家による「支配」の要素はなんら含まれていないし、事実の問題として明・清時代に中国人漁民(台湾島民も含めて)が尖閣諸島周辺の海域まで漁業に出かけてきていたことは史料によって全く確認されない。いかなる根拠をもって、かかる主張がなされているのか全く不明である。④のいわゆる慈禧皇太后詔書なるものが贋作であることは、中国側の論客吳天穎氏が1994年の著書『甲午戦前釣魚列嶼帰属考』に於て率直明快に認めるところである²。筆者もこれに同意す

1 Tao Cheng, The Sino-Japanese Dispute Over the Tiao-yu-tai (Senkaku) Islands and the Law of Territorial Acquisition, *Virginia Journal of International Law*, Vol.14, no.2 (winter 1974), pp. 254-259. に中国の立場は詳しい。

2 吳天穎著、水野明監訳、青山治世訳『甲午戦前釣魚列嶼帰属考 奥原敏雄諸氏への反論』(1998年(北京)外文出版社刊)

る者であるが、当時の尖閣諸島周辺の状況からしても、このことは考えられないであろう。

というのは、明治26(1893)年頃には、日本人(沖縄人)が魚釣島、久場島などに漁業や島の開発調査のために頻繁に出没していた時期であり、もし中国人が実際に薬草採取のために出かけてきていたのであれば当然目撃されたはずである。しかし、そのような事実は全く確認されていないのである。おそらく、台湾基隆港にずっと近い彭佳嶼(台湾島より約56kmであり、現在では台湾の最北端である。)の話と混同されたのであろう。彭佳嶼は草菜嶼と呼ばれるほどに植物が繁茂し、仙境蓬莱の趣きのある島であり、海芙蓉と呼ばれる薬草を産出し、筋肉痛やリュウマチの治療に効き目があるということで、第2次大戦後、島の警備兵たちがこれを採取して、非番のときに沖縄本島に出かけてこれを売っているとのことである³。後で取り上げるが、基隆に近い花瓶嶼・棉花嶼・彭佳嶼と尖閣諸島の釣魚嶼(魚釣島)との錯簡は明の時代以来、しばしば見られる現象なのである。いずれにせよ③、④は仮に事実であるとしても、ずっと後代の話であり、1534年の「発見」に引き続いてなされた実効的占有の行為と見ることはとてもできないのである。

以上によって、単なる「発見」によってか、あるいは「発見・先占の権原」によってか、いずれにしても、1534年の陳侃の「発見」によって尖閣諸島が中国の領土になったとする主張はとうてい認められないというのが結論である。(次項においてまとめて取り上げる。)中国側の主張のなかには、1534年に陳侃が最初に尖閣諸島を発見し、それに島名をつけたというものもあるが、これは正確ではないというべきである。たしかに、1534年の陳侃の『使琉球録』に初めて尖閣諸島が中国語の島名で登場するが、それが、陳侃が尖閣諸島の最初の命名者であるということにならないことは、よく考えればすぐ納得がいくはずである。尖閣諸島を経由して中国南部(福建・広東)から南海に至る航路は非常に古くから琉球人渡航者に知られ利用されてきたと推察されるのであり、特に明代に入ると琉球

3 吉田東伍『増補大日本地名辞書』第8巻(明治42年初版)671頁。平和彦「中国史籍に現れたる尖閣(釣魚)諸島(下)」、『アジアアフリカ資料通報』(国立国会図書館)Vol. 10, No.6(1972年)、22頁参照。

王国の官船によって年に2往復以上の頻度で利用されてきたのであるから、当然、琉球ではこれらの諸島について一定した呼称があったはずである。ただ琉球では、それを伝える文献が残されていないだけである。しかし、陳侃使録の往路の条は、陳侃が琉球までの航路について、同乗の琉球人(官員や水夫)に、いちいちたずねて記録したと伝えている。尖閣諸島の島名についても、陳侃が彼らにどのようにそれを呼んでいるかを聞いて、それを漢文でそのまま記録したと考えるのが自然である。陳侃使録や郭汝霖使録で島名に異同がみられるのは、そのことを示しているものと考えられる。(以下、「島名について」の項参照。)

なお、中国側は最近、明代の中国民間の航海書『順風相送』が、陳侃よりも古い中国による尖閣諸島「発見」の史料とする見解を発表している。それによると、その書物のなかに釣魚嶼を経由する航路が記されており、一方、「永楽3(1403)年」の言及が同書には見られることから、尖閣諸島は1403年以前に中国人によって「発見」されたことと主張するのである。しかし、同書の内容をよく見ると、長崎やマニラに関する記事には1570年の出来事が記されていたりする。そういうことで、今日の学界の定説は『順風相送』が現在の形でまとめられたのは、明末の1570年代の中頃としている(高瀬恭子)⁴。したがって、『順風相送』をもって中国による「発見」があったとするのは、史実に照らして正しくない、というべきである。

二. それでは、清代に尖閣諸島は中国の領土となったのか

前節(Ⅲの一)における中国明代の史料の検証を通じて、「明代において尖閣諸島は中国の領土ではなかった」ことが十分に明らかにされたと考える。ごくごくかいつまんで言えば、台湾島が中国領土となっていない段階で、それよりはるか遠方に位置する尖閣諸島が中国領土であったということはありえないのである。また、陳侃使録の記事をもって、国際法上の「発見」があったと見ることはできない。要するに、明代において、尖閣諸島は中国領土ではなかったというのが、前節での議論が到

4 内田晶子・高瀬恭子・池谷望子『アジアの海の古琉球-東南アジア・朝鮮・中国』(2009年 榕樹書林)、305頁。

達した自然な結論なのである。

それでは、尖閣諸島は、(明代には中国の領土ではなかったが) 清代になって中国の領土となったのであろうか。尖閣諸島が歴史的に中国の領土であったと言いうるためには、このことが異論なく認められることが絶対に必要である。前号の拙論の最後に紹介した邵漢儀 (Han-yi Show) 氏は、2011年の論文でこの点(尖閣諸島は明代には中国の領土ではなかったが、清代には中国の領土になった、ということ)を論証しようと試みられている⁵。しかし、筆者は、氏の努力にもかかわらず、氏は、この理論的隘路(明代に中国領土ではなかった尖閣諸島が、いかにして、清代に中国領土となったのか、十分に説明し切ること)の突破に成功していないと考える。筆者は、このように言うためには、尖閣諸島が地理的に台湾島の付属島嶼であると歴史的に認められてきたことが絶対に必要である、と考える。そう言えて始めて、氏の説くように、「清代の1684年に、台湾が中国の版図に正式に編入された時に、尖閣諸島はそれと連動して自動的に中国の領土となった」という強い議論が成り立つものとする。前節で詳論したように、中国において歴史的に権威ある文献として決して認められてこなかった『日本一鑑』の「万里長歌」のなかの「釣魚嶼 小東小嶼也」といういわばさり気ない(それほど強調されたでもない)一節より、尖閣諸島が地理的に台湾島の一部であるとして認められていたという重要な所見を引き出すことはできない。(そうとすると、氏の、尖閣諸島は歴史的に台湾島の付属島嶼として認められてきたという主張は、その重要な拠所を失うことになる。)

以下、本節においては、邵氏の挙げる清代の中国史料を中心に、果たして、尖閣諸島が清代において中国領土として認められていたのか検討することにしよう。

1. 汪楫の「郊」・「中外の界」の記事

清朝が琉球に派遣した第2回目の冊封使汪楫は康熙22(1683)年6月に渡琉した。その年はまさに清が台湾(まだ、島の西半分に限られていた)を領有しようとしていたのであり、6月には清の水軍が大挙して、澎湖・

5 尾崎重義 本論文(その2)、『島嶼研究ジャーナル』第2巻1号(2012年)、24～25頁参照。

台湾で抵抗を続ける鄭氏の政権(鄭成功の息子鄭經)を屈服させようと台湾海峡を渡ろうとしていた。汪楫の『使琉球雜録』巻五「神異」の条は、その経路について次のように記す。使船は、彭佳山、釣魚嶼と過ぎ、6月25日朝に島を見た。赤嶼(赤尾嶼)である。黄尾嶼を見ないうちに赤嶼に達したのである。その日の夕方、「郊(あるいは溝とも書く)」を通過する。風濤が非常に激しい。そこで祭海の儀式を行った。すなわち、生きた豚と羊を1匹ずつ海中に犠牲として投げ、五斗の米で粥をたいて供え、紙船を作ってそれを焼き、鉦を鳴らし鼓を打った。兵士たちは船中でよろいや甲を身に着け、刀を抜き舷に伏して敵を禦ぐ動作を暫らく繰り返した。ここで汪楫は船内の誰かに尋ねた。「郊とはどういう意味なのか。」すると、相手は「それは中外の界という意味です。」と答えた。そこで汪楫は重ねて尋ねた。「界であることは何によって見分けるのか。」相手方は、それに答えて言った。「ただ推量するだけです。しかし、今のところが丁度それに当たり、決して憶測ではありません。ここで海神に食物を盛大に供し、併せて武威を示すことによって、我々は無事にここを渡ることができたのです。」と。すなわち、汪楫らの一行は、赤(尾)嶼に達した後、10時間ほど進んだところで「郊(あるいは溝)」を過ぎたが、そこで郊の祭りを挙行了。そのとき、汪楫は同船の何某から「郊とは中外の界という意味である。」という説明を受けたと記している。ここで問題は、この「郊」とか「中外の界」の語は果たして国際法的な意味の国境(国家領域の境界)を指示するのか、つまり、そのところで中国領が終り、琉球領が始まるということの意味なのかである。中国側はそのような読み方を主張し、この記事を、当時この黒潮のところに中国と琉球との間の自然の国境があったのであり、したがって、赤尾嶼までが中国領であったことを示す歴史的証拠であるとして援用するのである。しかし、果たして、この記事をそのように読むことができるのか、筆者には大いに疑問である。以下に、その理由を述べる。

(1) 汪楫の「郊」「中外の界」の意義 —それは、国際法的な意味の「国境」を意味するのか

赤尾嶼を過ぎたあたりは、台湾島の両側から流れて来る2つの黒潮(東岸を流れる黒潮の主流と西岸を流れる支流)が合流するところで、潮の流れも

激しく、海が荒れることが多く航海の難所であった。また、ここは、中国大陸が張り出した大陸棚上に位置する水深 200 m までの浅海から、急激に水深 1,000 ~ 2,000 m の深い海溝に変わるところであり、海水の色も青緑色から深黒色に変化する。まさに「滄水から黒水に入る」所であり、そのことから「黒水溝」とか、たんに「溝」と呼ばれるようになった。「郊」の語を用いるのはただ汪楫使録のみであり、それ以後の使録はすべて「溝」の語を用いる。汪楫が、この黒潮を「郊」と表現したのは、そこを通過するときに行う航海安全を祈願する行事（後に「過溝祭海」として定着する）の祭祀的性格を強調するためであったように思われる。つまり「郊祭」なのである。

古代中国において郊祭とは、天子が都城の郊外（国のはずれ）で天地を祭る儀式を挙行することであった（冬至に南郊で天を、夏至には北郊で地を祭る）。「郊」とは古代の城壁をめぐるした国家の、その城壁のところであり、人里離れた淋しい国境地帯であった⁶。しかし後代になると「郊」の意味は広がって、風水的に見た一定の地域の分界が「郊」とよばれるようになった。すなわち、郊は、域内と域外を分ける「中外の界」なのである。汪楫は、この観念を海域に当てはめて、広義の中国の海（中国沿岸からひと続きの、中国人が慣れ親しんできた滄水の浅海）と琉球の海（中国人にはなじみの無い深黒色の外洋）とを分かち黒潮を「郊」と把握し、「中外の界」（内外洋の界）という説明を付したのであった。

（「中外の界」という説明は、すでに汪楫の一代前の、清朝最初の冊封使、張学礼の使録に登場する。すなわち、張学礼は、「郊」の語は用いないが、汪楫と同じく「中外を界する」という表現で海域について説明を行っている。それは、福州を出洋して2日後、台湾海峡の海の荒れる難所（「大洋」。これも台湾海峡にあるとされた黒水溝である）に差しかかって暫くすると、白色の海水の細い帯が海面を南北に一直線に分けているところがある。そこで、船夫が言った。「分水洋を過ぎました。ここは天（神）が内と外とに仕切っている所なのです（此天之所以界中外者）」と説明したと記す。すなわち張学礼は、汪楫の場合よりもはるかに中国大陸に近い、台湾海峡を少し過ぎた所が、中国の海と外洋の分界であるとするのである。）

6 石井望「尖閣列島雑説四首」、『純心人文研究』19号（2013年）、209～211頁。他に大漢和辞典など参照。

さて、汪楫の記事には、この「郊」が人里遠く離れたほとんど異界ともいえる情景に描かれている。そこは海神の棲み家であり、そこを過ぎる者は、海神が暴れだすことのないように供応したり、威圧を加えたりして、無事に渡ろうとするというのである。汪楫より三代後の冊封使趙文楷（1800年渡琉。この時の副使李鼎元の『使琉球記』が有名である。）の「過釣魚台」と題する長詩のなかに次のような一節がある⁷。

「釣魚台を通過するあたりで、大海は『黒溝之洋』と変わる。この黒溝はむやみやたらと径跨すべきものではない。雷隠々として下に在り、また竜がひそんでいて、それが雲のごとく現れてそれに呑み込まれないとも限らない。それで過溝に際しては生きた豕羊をそのまま海中に投下し、兵戦のさまをなす行事を行い、海神を諭祭する。そのうちに、雲が晴れて天が開けて、そこに古米島が見えてくる（見姑米之一柱）」という内容である。

このように、清代初期に大陸国家清より海路はるばると琉球国に派遣される、海に慣れていない清朝の役人汪楫にとって、黒水溝の伝説で知られる黒潮はほとんど異界ともいべき空間であった。そこを安全に渡り切るために海神を諭祭することが冊封使にとって重要な職務となった、と言ってよい。そのような関心から、汪楫は黒潮を「(黒水)溝」としてよりも、より伝説的・風水的な「郊」として捉えようとしたのであった。だからこそ、この航海記は「神異」の巻に収められ、そこでの祭祀(郊の祭り)がエピソードの主題を構成しているのである。

かくして、この記事における「郊」とか「中外の界」が国の領土の内外とか境界とかの次元の話ではないことは明らかである。（張学礼や汪楫の場合の「中外の界」は見たとおりの海域についての話であり、そもそも17世紀の東アジアにおいて、海域の性質や海底の地形（大陸棚の存在）が島の帰属を決める要因となるという考え方は存在しなかった。）

汪楫は、海域の境界（「界」）の問題と陸地領域（領土や島）の境界や帰属の問題をはっきりと区別していた。そのことは、この記事のなかの問答の条によって知られる。すなわち、黒潮の流れがなぜ「郊」と呼ばれ

7 喜舎場一隆「尖閣諸島の沿革と帰属問題」、『海事史研究』20号（1973年）、64～65頁の引用を参照した。

るのかと汪楫が問うたのにたいして、答えは「そこが中外の界だからなのです」であった。さらに、なぜここがその界であることが分かるのかと汪楫がたずねると、「ただ推測するだけです。しかし、丁度今渡った所がそれに当たるのです。決して憶測ではありません」という答えだった。つまり、見れば分かることだ。激流がうず巻き、海水の色も穏やかな緑色から恐ろしげな深黒色に変化するのだからと言いたいのであろう。

ここで、もしも中国側が主張するように、当時、そこで中国領域が終わり琉球領域が始まると考えられていたのであれば、ここは単純明快に「なぜならば、先ほど通り過ぎた島が中国領の赤尾嶼であり、その先は琉球領の久米島だからです」と答えれば済むはずである。これをもって証されるように、汪楫や同船の者たちには、黒潮のところで中国領土と琉球国の領土とが境を接しているという認識はなかったのである。つまり、赤尾嶼が中国領土であるとは誰も考えていなかったのである。

実は、汪楫は、当時清国の領域が中国大陸沿岸の島嶼で終わっていることはよく承知していたのである。石井望准教授の史料発掘によると、汪楫は、この時の琉球への旅を詠った漢詩『観海集』のなかの一首に「過東沙山 是閩山尽処」という題をつけている。すなわち、「東沙山を過ぎると、閩山（福建省の領地）は終わる」の意である⁸。東沙山は、今の馬祖島（大陸沿岸から15kmしか離れていない）のことである。閩は、福建省の古名・雅名である。山は、島も含めて陸地のことである。東沙山は、明代から清初にかけて、琉球に向かう冊封使にとって、中国領土の限界であった。清国が台湾島の西半分を領有し台湾府を置いて以後は台湾北部の鷓鴣山（基隆港）が中国領土の東の限界となった。このように、大陸国家の明も清も、大陸沿岸から遠く離れた無人島など領土とは全く考えなかったのである。

また、同じ汪楫使録の巻二「疆域」（琉球国の領域について記した巻であり、巻五「神異」よりもはるかに国際法的な問題を扱っている）には、この「郊」とか「中外の界」の表現は用いられていない。そして、冒頭で、琉球につ

いて「中国を去ること何里であるか計ることができないほど遠方の大海に在る」と説明する。ここには、中国と琉球国とは国境を接しておらず、その間には広大な公海が存在することが明記されている。

以上によって知られるように、汪楫使録の「神異」の巻に、黒潮の流れについて「郊」とか「中外の界」という用語で説明がなされているのは、風水的・祭祀的に航海の難所を説明しようとしたことによるものであり、これをもって、当時、黒潮の流れのところに、中琉間の自然の国境があったとするのは、ほとんどファンタジーの域の話であると言わざるを得ないのである。

(2) 汪楫の「中外の界」の記事によって、中国の尖閣諸島領有の意思は明確に表明されたか

冒頭で明らかにしたように、(明代ではなくて) 清代に尖閣諸島が中国の領土となったと国際法的に異論なく言うためには、清代のどこかの時点で中国(国家)によって同諸島を領有する意思が明確に表明され(例えば領有宣言することによって)、その後も、(絶海の無人島であるから実効的支配はほとんど無くともよいであろうが) 中国の領有意思が中断することなく表示されているものと推定できることが、国際法上不可欠であろう。(そうでないと、遺棄と見なされ、無主地先占が可能となる。) その観点から汪楫の「中外の界」の記事を見ると、そこには国家の領有意思が有効に表明されているであろうか。

①ここは、清国の外交使節である汪楫が自ら「郊とは中外の界のことである」と言明しているのではなく、同船の者(名前も身分もまた中国人なのか琉球人なのかも明らかにされていない)から聞いたことを(とくに同意を示すこともなく)そのまま書き留めたものである。その内容も(1)で議論したように、黒潮のところに当時、中琉間の国境があったという主張を裏付けるものとはとても思われない。

②さらに、『使琉球雑録』のなかのこの記事が清の皇帝への正式な報告書である『冊封琉球』では全く省略されている点が見逃せない。『冊封琉球』はこのときの琉球冊封に関連して取り交された一連の公文書を汪楫がまとめたものであり、そこに収められている上奏文は皇帝に提出され、皇帝が目を通した可能性が高い。そのなかの「春秋二祭を乞う題本」

8 石井望 前掲論文(前掲注6)、209頁。また、汪楫『観海集』について、夫馬進編『増訂使琉球録解題及び研究』(1999年、榕樹書林)、82～84頁参照。

は帰任した汪楫が、海神天妃の加護により琉球への航海をきわめて平穩迅速に行うことができたことを報告し、皇帝に天妃への諭祭を春秋二回行うように上奏したものである。そこには、使録の「神異」の巻に出てくるとほぼ同じ内容で琉球に向かう航海記事が記されているが、奇妙なことに、「郊」・「中外の界」に関する問答やそこで行われた儀式（郊祭）については全く触れられていない。不確かな内容の記事を皇帝への報告書に盛り込むことはできなかったのであろう⁹。（皇帝への公式の報告書には記されていない「中外の界」の記事が清国の尖閣諸島に対する領有意思を示した証拠として援用することはできないと考える。そもそも『使琉球雜録』というのは、皇帝への復命書につける表題ではない。冊封使が手許に置いた私的記録と意図されたのであろう。）清国の皇帝への公式の報告書からは省かれた「中外の界」の記事を、尖閣諸島に対する清国の領有意思を示す証拠として援用することはできないであろう。

③次に汪楫の「中外の界」はその後の冊封使たちによって決して受け入れられなかった。汪楫の次の徐葆光は、往路において溝を見ず、したがって祭りも行っていないが、そのことについてなんの不審もいっていない。ここは、汪楫の記事を読んでいれば、当然疑問に思っるところである。また、「中外の界」について全く話題にしていない。つまり、汪楫の「中外の界」は無視されたのである。さらにその次の冊封使（汪楫よりすれば二代後になる）周煌は、その『琉球国志略』の巻十六「志余」において、これまでの冊封使録の不備を補正しているが、汪楫使録については「郊」となっている箇所をすべて「溝」に改めている。（汪楫の「中外の界」の所は、なんらコメントを付さず、そのまま再録している。）周煌以後の使録ではすべて「溝」の語が用いられている。また、周煌の次の李鼎元は、周煌の「黒水溝は閩海との界である」という記述を取り上げて「（黒水溝）の存在そのものを否定する（後出）。したがって、李鼎元は、汪楫の「郊」・「中外の界」も否定したことになる。

このように歴代の冊封使のなかで、ただ汪楫のみが「郊」の語を用い、かつ、それを「中外の界」として理解するのであるが、この考え方は、その後の冊封使たちの受容するところとはならなかったのである。以上

9 NANKIN 氏のインターネット論文（本論文（その2）の注14を見よ）、3.2.5.3.の項参照。

によって、汪楫の「中外の界」の記事から尖閣諸島を領有しようとする清国の国家意思を読み取ることはできない、という筆者の結論である。

2. 徐葆光の「琉球西南方界上鎮山」の記事

徐葆光は、清朝が康熙58（1719）年に派遣した第3回目の冊封使海宝のときの副使である。徐葆光の冊封使録『中山伝信録』（1721年）は中国や日本の人士に広く読まれたポピュラーな文献であった。徐葆光らの一行為は、往路、現実には釣魚嶼・黄尾嶼・赤尾嶼を見ることなく那覇に到着している。しかし、『中山伝信録』巻一の「針路」の条では、琉球の程順則の『指南広義』（1708年）の「針路条記」を引用して、福州より琉球に至る航路について詳しく説明している。その中の姑米島（久米島）のところに「琉球西南方界上鎮山」という割注がつけられてある。この「琉球西南方界上鎮山」（姑米島は琉球の西南方境界の側（かたわら、そば）に位置する鎮山である）の注記は、琉球の風水地理学の大家でもあった宰相（三司官）蔡温の教示を得ておそらく徐葆光自身が『指南広義』からの引用文中に挿入したものであろう¹⁰。中国側は、この文章を、尖閣諸島の中国帰属を示す歴史的証拠として援用する。それによると、この文章は、久米島が琉球の西南方の限界に位置することを示しており、したがって、赤尾嶼以西の島が中国領であることは明らかである、というのである。しかし、この文章の読み方は果たしてそれで良いのであろうか。慎重な検証が必要である。

ここは、直訳すれば「久米島は琉球の西南方の境界近くに位置する鎮山（国（くに）鎮（しず）めの島、すなわち国家鎮護の島の意）である」ということになろう。「界上」は、ここでは決して今日的な意味の「境界線上の」ではない。実は、徐葆光は、地理的には八重山の与那国島が琉球の西南方の境界にあたることを十分に承知しているのである。彼は、正確に八重山をもって「琉球極西南属界」と記述する（巻四「琉球三十六島」）。「琉球西南方界上」は明らかに「琉球極西南属界」ほど厳密な地理的表現ではない。（「上」には、漢和辞典によれば、「そば（側）、かたわら、ほとり」の意味がある。海上とか川上といった用例がこれにあたる。）

10 喜舎場一隆 前掲論文（前注7.）、49頁。

かくして、徐葆光が久米島のところに「琉球西南方界上鎮山」と注記したのは同島が古来琉球人の居住する島地の西南方の限界を成し、風水にいう首城を鎮護する主山(鎮山という)にあたるという、琉球人学者より得た知見を紹介したのであろう。風水地理説によると、国都の決定において吉地としての「穴」を定めるのに、まず「穴」の背後にそびえる主山を定めてそれを鎮山とし、その前面に広がる平地(すなわち「穴」)を国都として選定するのが定法である¹¹。島嶼国である琉球の場合、首里城から見て琉球人の居住する島地の西南方の限界に位置する秀麗の島、久米島が「鎮山」(国鎮めの島)と想定されたであろう。(事実、久米島は風水が盛行した地域であった。)

このように、この文章はもっぱら国都として立地に関する吉凶の觀念に基づいて書かれたのであり、久米島が政治的な意味での琉球国境を成していると述べることに眼目があったのではない。結局、この表現からは、明代の「乃属琉球者」(陳侃)や「界琉球地方山」(郭汝霖)に同じく、久米島について、それが琉球人の居住する琉球国の領土の限界であることは明確に伝わるが、それより手前の無人島の釣魚台、黄尾嶼、赤尾嶼については何も語っていないのである。(それらの島は、当時、①中国の領土であったのか、②どこの国の領土でもない無主地であったのか、あるいは、③琉球の範囲に含まれるが無人島であるので、ここでの話題には取り上げられていないのか、そのいずれかであろうが、この記事だけでは不明である。) こうして見ると、徐葆光のこの記事によって、尖閣諸島に対する清国の領有意思が明確に表明されたと理解することは到底できない、というのがここでの結論である。

3. 周焯の「黒水溝は閩海との界である(黒水溝與閩海界)」の記事

徐葆光の『中山伝信録』の次の冊封使録が周焯の『琉球国志略』(1759年)である。清朝から派遣した4回目の冊封使全魁は乾隆21(1756)年に渡琉したが、周焯はその時の副使である。『琉球国志略』の巻五には次のような記述がある。「琉球の周囲はすべて海である。西方の海は黒水溝

によって距^{へだ}てられている。黒水溝は閩海との界である(海面西距黒水溝與閩海界)。福建から琉球に至るには、必ず滄水(緑色の海水)を経て黒水を渡らなければならない。」この記事も中国側の主張でしばしば引用される場所である。たとえば呉天穎氏は次のように論ずる。「この記事では、黒水溝こそが琉球の海と中国福建省の海域とを分断していることが明確に示されている。ここにある『閩海』とは後世の人が中国東海とか東シナ海と呼んでいる福建海域のことにはかならず、この記事は、黒水溝より西側の東シナ海の高床(大陸棚)上に位置する釣魚諸島が寸分の疑いなく中国領に属することを明確にしている¹²。」と。

しかし、周焯の記事のこのような読み方は、決して歴史的文献の正当な解釈法とはいえない。まず、大陸から海底に張り出した大陸棚上部に位置する島はその大陸の沿岸国に帰属するという今日の海洋法で唱えられている法理論が、18世紀の東シナ海に適用されるというのは端的に時代錯誤である。この時代の清国の領土の限界は、大陸に関しては沿岸近くの島嶼(福建省では東沙山(馬祖島))までであり、新たに併合した台湾では(この時期ではまだ台湾島の西半分に限られていた)北端の鷓鴣嶼(基隆港のすぐ外側)までであった。つまり尖閣諸島が当時、清国の領土に含まれていなかったというのが歴史的事実である¹³。

次に、周焯の記事に登場する「閩海」についてである。閩海はもともと中国南部の福建省あたりの沿岸海を指す言葉であった。だから、この記事において、「閩海」の語が、東シナ海の琉球列島の手前の海域まで含む意味で用いられているのであれば、それが、その語の通常の用語法から離れた拡張された修辭的あるいは比喩的表現として使われていることは誰しも容易に理解するであろう。この記事で、そのように拡張された意味をもった「閩海」の範囲に尖閣諸島が含まれているからといって、当時、それらの島が中国領土であったという事実命題の証明にはならないことは明らかである。同様の表現が、徐葆光の「琉球三十六島図の歌」と題する詩の一節に見られる。すなわち、「琉球の島々は点々と閩海に散在している(琉球彈丸綴閩海)」である(周焯『琉球国志略』巻十五所収)。

11 堀込憲二「風水思想と都市の構造」、(渡邊欣雄・三浦國雄編『風水論集』(1994年 凱風社)所収)、158～159、166～167頁。

12 呉天穎 前掲書(前注2)、65、68頁。

13 石井望 前掲論文(前注6)、208頁。

ここも、呉氏のように解釈するならば、琉球諸島は中国領土に属するというとんでもない話になってしまうであろう。ここは、大陸国家である清国の領土の前面に広がる広大な海洋（それをやや誇らし気に「閩海」と呼ぶ）と黒潮の向こうの小さな島嶼国家の狭小な海域（琉球洋）とを対比させた修辭的表現と解すべきである。このような修辭的ないし詩的表現から、赤尾嶼までが中国領土であるという事実命題を引き出すことは歴史的文献の読み方として決して適切ではない。

4. 李鼎元と19世紀の冊封使たち

その点で注目されるのは、周焯のこの記事がその次の冊封（副）使、李鼎元によって明確に否定されていることである。李鼎元の使録『使琉球記』（1800年）には次のようなエピソードが記されている。李鼎元らは、那覇において帰途に着く準備をしていたある日、冊封正使介山や従客（冊封使到北京から随伴してきた文人）たちと酒宴を催した。その席で従客のひとりが李に次のように尋ねた。「琉球の西の海に黒水溝があり、閩海との界であるといわれている。しかし、琉球の人はそのことを知らない。また、我々の今度の航海でもそれを通過しなかったが、どうしてであろうか。」それに対して李鼎元は次のように答えた。「渡海する者は多いが、本を書く者は少ない。乗船しても船酔いもせず、毎日将台に座って自分で見聞きしたことを書き留める者はもっと少ない。ひとりが言うのと人々は同じことを言うのだが、そのような聞きかじりのことをどうして真に受けることができようか。琉球の人が毎年航海していて黒溝を知らないと言うのだから、黒溝は存在しないということだ¹⁴。」ここで、黒溝の存在が否定されれば、当然に黒溝は閩海との界であるとする論も成立しないことになる。

このように19世紀初頭の李鼎元によって、汪楫と周焯の「溝（あるいは郊）が中国と琉球の海域の界である」という記事は明確に否定された。（李鼎元は汪楫の「郊」・「中外の界」の記事を直接に否定したわけではないが、汪楫の「郊」は周焯によって「溝」と書き改められ、その周焯の「溝は閩海（中国の海）

と琉球の海の界である」とする論が李鼎元によって否定されたのである。）久米島より西方の黒潮のところを「溝、ないし黒（水）溝」として、航海の安全を祈願して、海神を祭ること（「過溝祭海」という表現が定着した）が、往路においても帰路においても冊封使船によって慣例として行われたようであるが、そこに中国と琉球の界があるとする観念は決して定着しなかった。（また、琉球人がそのような考えてこなかったことは、さきの李鼎元の記事によって明らかである。）

それどころではない。中国最後の琉球冊封使である趙新の『統琉球島志略』（1882年）には、次のような決して見逃せない記述が見られる。すなわち、同使録には、趙新の前使である林鴻章が道光18（1838）年に渡琉したときの針路と、次の趙新が同治5（1866）年に渡琉したときの針路がともに収録されているが、そのいずれの針路においても、それまでの冊封使録では中国名の黄尾嶼、赤尾嶼と記されていたところが、琉球名の「久場島」、「久米赤島」という島名になっている。すなわち、「釣魚山」、「久場島」、「久米赤島」、「姑米島」の順なのである。これも同乗の琉球人船員より聞いた島名をそのまま書き留めたものであろうが、ここで島名が琉球名で記されていることは、最後の冊封使たち（林鴻章と趙新）がこれらの島を中国領土とは考えていなかったことを明確にしている点できわめて重要である。（この点は、本節の最後のところで再度とり上げる。）

5. 黄叔瓚『台海使槎録』の「山後大洋北有山名釣魚台可泊大船十餘」の記事

本書は康熙61（1722）年に清朝の特使（御史）として台湾を巡視した黄叔瓚が現地での検分を記録した報告書である（1736年刊）。巻二「武備」のこの条では、台湾の港湾を列挙し、それぞれについて水深はどうか、船舶が出入し停泊できるかを記している。多数記されている港湾はいずれも当時清国の版図に入っていた台湾島西岸（南は高雄、北は基隆まで）の河口・湾口である。ただ、記事の末尾に、台湾東岸の花蓮とその沖合北方の釣魚台が取り上げられている。この釣魚台が果たして、尖閣諸島のそれ（魚釣島）なのかが、我々にとって関心を引くところである。

14 李鼎元『使琉球記』（1800年）、巻六「十月六日乙卯」の記事。